

浜松市規則第 6 3 号

浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則の一部を改正
する規則

浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則（平成 2 5 年浜松市規則
第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（生活環境影響調査結果の縦覧） 第 1 2 条 （略） 2 第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定は、条例第 3 0 条の 2 第 1 項の縦覧について準用する。 この場合において、第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「図面」とあるのは、「受託者報告書等」と読み替えるものとする。 （非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出） 第 3 8 条の 2 （略） 2 前項の届出書には、法第 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する調査の結果を記載した書類及び省令第 5 条の 1 0 の 4 第 2 項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。 (1)～(3) （略）	（生活環境影響調査結果の縦覧） 第 1 2 条 （略） 2 第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定は、条例第 3 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項の縦覧について準用する。この場合において、第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「図面」とあるのは、「受託者報告書等」と読み替えるものとする。 （非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出） 第 3 8 条の 2 （略） 2 前項の届出書には、法第 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する調査の結果を記載した書類(同項に規定する場合を除く。)及び省令第 5 条の 1 0 の 4 第 2 項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。 (1)～(3) （略） 3 法第 9 条の 3 の 3 第 2 項の規定による届出は、法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項のほか、届出者の連絡先その他市長が必要があると認める事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。 4 前項の届出書には、法第 9 条の 3 の 3 第 2 項に規定する調査の結果を記載した書類及び省令第 5 条の 1 0 の 1 3 第 2 項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出) 第38条の3 (略) 2 前項の届出書には、省令第5条の10の10において準用する省令第5条の8第2項(第3号を除く。)に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。 (1)～(3) (略)	(1) <u>一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</u> (2) <u>排ガス及び排水の処理系統図</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める図書</u> (非常災害に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出) 第38条の3 (略) 2 前項の届出書には、省令第5条の10の10において<u>読み替えて</u>準用する省令第5条の8第2項(第3号を除く。)に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。 (1)～(3) (略) 3 <u>省令第5条の10の19において読み替えて準用する省令第5条の8第1項の届出書には、同項各号に掲げる事項のほか、届出者の連絡先その他市長が必要であると認める事項を記載しなければならない。</u> 4 <u>前項の届出書には、省令第5条の10の19において準用する省令第5条の8第2項(第3号を除く。)に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。</u> (1) <u>一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</u> (2) <u>排ガス及び排水の処理系統図</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める図書</u>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(あらまし)

この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うものです。